

## 第10回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和5年3月24日（金）

開催場所 菖蒲総合支所4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時45分

第10回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第43号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

議案第44号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第45号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

議案第46号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定について

議案第47号 職員の解任について

議案第48号 職員の任命について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第45号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第46号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第47号 農地法第5条の規定による許可の取消申出について

報告第48号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第49号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第50号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 16名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田	孝 行 君
2 番	岸 田	一 男 君	4 番	岡 田	武 君
5 番	川 鍋	優 君	6 番	柴 崎	行 雄 君
7 番	高 橋	眞 一 君	9 番	渡 邊	敏 男 君
10 番	小 沼	健 司 君	11 番	高 橋	七 海 君
12 番	坂 卷	昭 一 郎 君	13 番	宮 城	与 四 郎 君
14 番	野 口	和 幸 君	15 番	籠 宮	信 寿 君
16 番	坂 卷	泰 子 君	17 番	早 野	公 夫 君

欠席委員 2名

3 番	池 田	庄 司 君	8 番	大 澤	一 樹 君
-----	-----	-------	-----	-----	-------

推進委員

久喜 4	齋 藤	イ ツ 子 君	栗橋 5	山 野 井	一 夫 君
栗橋 6	遠 藤	正 幸 君	鷺宮 6	野 本	謙 一 君

事務局

事務局長	渋 谷	修	副主幹 兼係長	村 田	直 洋
主 任	黒 須	一 宏	主 事	横 山	玲 央

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（渋谷 修君） それでは、第10回農業委員会総会を始めます。

皆さん、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、池田委員さんと大澤委員さんより欠席の連絡をいただいております。

それでは、初めに、長谷川会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名させていただきます。4番、岡田委員さん、5番、川鍋委員さん、よろしくお願いします。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、お願いいたします。

○事務局長（渋谷 修君） それでは、議案書のほうの3ページを御覧ください。前回の農業委員会から本委員会の開催までの経過について2件ご報告いたします。

まず、3月10日でございます。埼玉県農林部農業ビジネス支援課主催によります農業経営基盤強化促進法等の一部改正に係る事務処理に関する説明会がウェブにて開催され、村田副主幹のほうが出席いたしました。内容につきましては、法改正後の農地中間管理事業の事務処理についてなどでございます。

2点目でございます。3月16日、埼玉県農林部農業政策課主催によります令和4年度農地事務改善研修会がウェブにて開催され、リモートにて横山主事のほう出席いたしました。講演といたしまして「所有者不明財産と農地をめぐる相続と遺贈について」ということでございます。

報告は以上になります。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。

今月の経過報告について、何か質問がございましたらお受けします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第40号

○会長（長谷川 勲君） 日程第5、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） まず初めに、本日追加のほうで机の上に置かせていただいた資料についてご確認いただければと思います。第10回総会追加議案と書かれたものであります。あと、もう一つ、議案の資料の右肩に第46号資料と書かれたものがあります。あと、もう一つが紫色の活動記録セットです。新年度4月からのものになっておりますので、後ほど説明させていただきたいと思っております。

資料のほうは以上となります。

それでは、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の5ページ、申請書番号224306、譲受人は鷲宮6丁目在住の方、譲渡人は幸手在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の畑12筆、合計6,662平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を131アール耕作しており、取得後につきましては、そば、大豆等の作付を予定しているということでございます。所有農地について、良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件も全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第3調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（高橋七海君） 11番、高橋です。3月21日に籠宮委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。申請番号224306、申請地は弦代公園から南に約200メートルの水田地帯に位置しております。農地の状況は田んぼで、耕うん済みでした。申請者世帯の耕作状況も、農機具の所有状況から申請地の取得後も適正に耕作するものと思われま

す。

以上、1案件について申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの高橋委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第41号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の7ページになります。申請書番号222406、申請者は菖蒲町台在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の畑2筆、合計388平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から物置等の敷地として使用していましたが、昭和45年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至っ

たものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） それでは、ただいまの説明に関連して、第3調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○16番（坂巻泰子君） 16番、坂巻です。3月20日に大澤委員と一緒に現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号は222406です。申請地は三箇小学校から東に500メートルほど行きました集落内でございます。周囲は、北側が畑、東側も畑、南側が道路となっており、西側が宅地でございます。本申請は、追認案件でございます。現在宅地として使用している状態でございますので、この案件につきましては、申請書内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたします。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの坂巻委員からの調査報告について質問をお受けします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定します。

◎議案第42号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の9ページ、申請書番号221550、譲受人、譲渡人ともに下早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の畑1筆、300平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、久喜市役所から500メートル以内に位置していることから第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市内の実家にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号221555、譲受人は上尾市在住の方ほか1名、譲渡人は青毛在住の方となっております。土地の表示につきましては、青毛地内の畑2筆、合計299平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。

譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、現在の居住地から勤務地までの交通が不便なため、勤務地へ通いやすい土地を探していましたところ、勤務地に通いやすい当該申請地の所有者から了解が得られたことから、自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書10ページ、申請書番号223537、譲受人は大阪府大阪市中央区に本店を置き、太陽光発電事業等を行っている法人、譲渡人は佐間在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の畑3筆、合計1,555平米でございます。申請の内容は、所有権移転によります太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。

譲受人である法人は、太陽光発電の設置を手がけており、新たな事業用地を探していたところ、譲渡人より申出があり、了承が得られたことから当該申請地に新たな太陽光発電を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号223538、譲受人は東京都西東京市に本店を置き、不動産売買等を行っている法人、譲渡人は佐間在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の畑3筆、合計756.39平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。幹線道路から近いなど、交通の利便性のよい住環境に恵まれた当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、当該申請地を含めた開発区域に7棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、11ページ、申請書番号223540、譲受人は東京都千代田区に本店を置き、不動産売買等を行っている法人、譲渡人は中里在住の方となっております。土地の表示につきましては、間鎌地内で田1筆、336平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。公共施設や学校からも近いなど利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、1棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、申請書番号224560、譲受人は久喜東3丁目に本店を置き、不動産売買等を行っている法人、譲渡人については、鷺宮6丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷺宮6丁目地内の畑2筆、合計100平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。公共施設からも距離が近いなど、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、当該申請地を含めた開発区域に1棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、12ページ、申請書番号224561、譲受人は東京都練馬区に本店を置き、不動産売買等を行っている法人、譲渡人については、外野在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の田3筆、合計1,641平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。周辺には住宅が多く建ち並び、閑静な住宅地で子育てする上で、この上ない立地などの理由により、当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、当該申請地を含めた開発区域に5棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、申請書番号224562、譲受人は西大輪3丁目に本店を置き、不動産売買等を行っている法人、譲渡人については、西大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の畑1筆、13平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建築条件付売買予定地のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅や幹線道路、ショッピングセンターからも距離が近いなど、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、当該申請地を含めた開発区域に7棟の建築条件付住宅を販売する予定となっております。

続きまして、13ページ、申請書番号224563、譲受人はさいたま市在住の方、譲渡人は上川崎在住の方となっております。

ます。土地の表示につきましては、上川崎地内の畑2筆、合計324平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用の申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在子供と共に市外の市営住宅にて生活しておりますが、勤務先の変更に伴い、ゆとりある生活を送りたく戸建て住宅の取得を考え、譲受人の勤務予定地や子供の通学に便利な当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号224564、譲受人は久喜中央2丁目に本店を置き、不動産売買等を行っている法人、譲渡人については、上内在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の畑1筆、639平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅からも近く、道路状況にも恵まれた交通利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、当該申請地を含めた開発区域に3棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、議案書14ページ、申請書番号224565、譲受人は越谷市在住の方、譲渡人は戸田市在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田1筆、400平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外のマンションにて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたことから、現在の住まいを売却し、譲受人の勤務地への通勤に便利な当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号224566、譲受人は東大輪在住の方、譲渡人は東大輪在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の畑3筆、合計443平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の実家にて生活しておりますが、今後独立した生計を営むことを考えると、現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、15ページ、申請書番号224567、譲受人は本町8丁目に本店を置き、不動産売買等を行っている法人、譲渡人は上内在住の方ほか5名となっております。土地の表示につきましては、鷲宮地内の畑18筆、合計11,055.68平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅や市街化区域からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、当該申請地を含めた開発区域に30棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、議案書16ページ、申請書番号224568、譲受人は蓮田市在住の方、譲渡人は八甫2丁目在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の畑3筆、合計462平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在両親と共に市外の実家にて生活しておりますが、現在の住まいは間取りが古く、足腰の悪い両親が住みやすくなるよう新しい段差の少ない住宅を建築することを計画していたところ、当該申請地の所有者から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号224569、譲受人は東京都練馬区在住の方、譲渡人は八甫在住の方となっております。土地

の表示につきましては、八甫地内の田2筆、合計270平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子と共に市外の職員住宅にて生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたことから、譲受人の勤務地へ通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号224570、譲受人は西大輪1丁目在住の方ほか1名、譲渡人は東大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の田1筆、324平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子と共に市内の持家にて生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたことから、現在の持家を処分し、現在の持家からも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書17ページ、申請書番号224571、譲受人は上尾市在住の方、譲渡人は東大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の畑1筆、364平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在母と共に市外の実家にて生活をしておりますが、実家が老朽化してきたことから実家を売却し、交通利便性がよく、公共施設やスーパーが近いなど、高齢の母が暮らしやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号224572、譲受人はさいたま市見沼区在住の方、譲渡人は八甫在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の畑1筆、478平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子と共に市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたことから、譲受人の勤務地へ通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上18件、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第3調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小沼健司君） 10番、小沼でございます。3月19日に5番の川鍋委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。今回の地区は、農地法第5条の許可申請が2案件ありました。

まずは、申請書番号221550番、資料3になります。申請地は、久喜市役所本庁舎から西に300メートルほどに位置しております。現況は、畑で耕してあり、きちんと管理されておりました。周囲は、北側が市道、東側が市道、南側が畑、西側が水と緑のふれあいロードという遊歩道となっております。被害防除につきましては、隣接地にはブロックを設置する計画となっております。排水につきましては、申請地北側にある公共下水道に接続する計画となっておりますので、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号221555番、資料4になります。申請地は、久喜市立太田小学校から北東に300メートルほどに位置しております。現況は畑で、きちんと管理されておりました。周囲は、北側が畑、東側が市道、南側が住宅、西側が市道となっております。被害防除につきましては、隣地境界にブロックを設置する計画となっております。排水

につきましては、合併浄化槽を設置し、申請地西側の道路側溝、U字溝へ放流します。本下水道が整備されたときは、速やかに切替え、接続する計画となっておりますので、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上2案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたします。

以上です。

○15番（籠宮信寿君） 15番、籠宮でございます。栗橋につきましては、5条申請3件ほどございます。この3件につきまして、3月21日に議席番号11番の高橋委員さんとともに現地調査を行いましたので、ご報告させていただきます。

まず最初に、申請書番号223537番でございます。総会資料5を御覧いただきたいとございます。佐間堤外の3筆に対しまして、太陽光発電設備を申請理由とする案件でございます。申請地につきましては、国道125号線の佐間東交差点の北側に位置しまして、西側の十王堀という堀があるのですが、加須市と挟んで、加須市と隣接してございます。周囲の状況でございますが、西側に十王堀排水路、北側、東側につきましては、太陽光発電が設定されているところでございます。南側につきましては、農地となっております。申請書等と確認書等からマウントアップ、フェンスで囲むようにして16基を配置する計画となっております。また、隣接する農地などへの影響はないものと思われま

す。続きまして、申請書番号223538でございます。資料6を御覧いただきたいと思ひます。佐間陣屋々敷添の農地3筆に対しまして、建売住宅の案件でございます。申請地につきましては、県道阿佐間幸手線沿いにございまして、栗橋西小学校から北東に約140メートルの集落にございます。周囲は、阿佐間幸手線のちょうどオーバーになる脇の側道といひますか、一方通行の道路に面してございまして、東、西、北はともに宅地として利用されておりましたが、現地調査に伺った際には案内図の宅地、住宅の名前が入っているかと思うのですが、この2棟については、ただいま解体作業中でございます。この宅地分の2棟と申請地を合わせて開発行為になるものと思われま

す。申請書等確認したところ、合併浄化槽はもとより雨水、排水、その設置、また西側に隣地境界線といたしましてフットパスなども予定されているということから、近隣への影響はないものと判断をさせていただきました。次に、申請書番号223540でございます。資料7を御覧いただきたいと思ひます。申請地につきましては、栗橋総合支所から南へ約80メートルのところ

に位置する住宅の混在しているところでございます。周囲は、東側に水路を挟んでの市道に接道し、住宅に囲まれた農地であり、以前から休耕として雑草の草刈りだけで休耕というふうな状況でございました。申請書等も確認したところ、雨水、排水対策、また合併浄化槽、既存の水路のコンクリートブロックなどの被害防除策もされることから、問題ないものと思われま

す。以上、栗橋地区3筆につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたします。

以上です。

○11番（高橋七海君） 11番、高橋です。3月21日に籠宮委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請番号224560、久喜市コミュニティ広場から南東に約50メートルの住宅内に位置しております。周囲は、東が市道で、そのほかは宅地となっております。被害防除については周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。排水については合併浄化槽を設置し、U字溝に接続する計画となっているため、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請番号224561、申請地は弦代公園から西に約100メートルの住宅内に位置しております。周囲は、北と西が宅地、東と南が市道となっております。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。排水については合併浄化槽を設置し、水路に接続する計画となっているため、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号224562、申請地は西大輪の交差点から南西に約150メートルの住宅内に位置しております。周囲は、西側が市道、それ以外は宅地に面しています。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置す

る計画となっており、排水については合併浄化槽を設置し、水路に接続する計画となっていることから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと考えております。

続きまして、申請番号224563番、申請地は弦代公園から南西に約200メートルの住宅内に位置しております。周囲は、北側が宅地と市道、そのほかは畑となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっており、排水については合併浄化槽を設置し、水路に接続する計画となっているため、周辺農地に被害を及ぼすことはないと考えます。

続きまして、申請番号224564、申請地は久喜市鷲宮浄水場から西に約150メートルの住宅内に位置しております。周囲は、東側が市道、それ以外は宅地となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっており、排水については合併浄化槽を設置し、水路に接続する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請番号224565、申請地は砂原小学校から北に約50メートルの水田内に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側が田、それ以外は畑となっております。被害防除については、周囲にマウントアップする計画となっております。排水については、合併浄化槽を設置し、水路に接続する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請番号224566、申請地はさいたま栗橋線、西大輪の交差点から南東に約300メートルの住宅内に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側が田、南側が駐車場、西側が市道となっております。被害防除につきましては周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっており、排水については合併浄化槽を設置し、水路に接続する計画となっているため、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請番号224567、申請地は鷲宮中学校から西に約50メートルの畑の中に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側が宅地、南側が畑、西側が河川となっており、被害防除については各住宅コンクリートブロックで設置する計画となっており、排水については合併浄化槽を設置し、水路に接続する計画となっているため、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請番号224568番、申請地はさいたま栗橋線、八甫交差点から北東に約300メートルの住宅内に位置しております。周囲は、北側が畑、東と西が宅地、南側が市道となっております。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっており、排水については合併浄化槽を設置し、水路に接続する計画となっているため、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請番号224569、申請地はさいたま栗橋線、八甫交差点から北東に約300メートルの住宅内に位置しております。周囲は、全方位、宅地となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっており、排水については合併浄化槽を設置し、水路に接続する計画となっていることから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請番号224570、申請地はさいたま栗橋線、西大輪の交差点から南東に約300メートルの住宅内に位置しております。周囲は、西側が市道、そのほかは畑となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっており、排水については合併浄化槽を設置し、水路に接続する計画となっているため、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請番号224571、申請地はさいたま栗橋線、西大輪の交差点から南東に約300メートルの住宅内に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側が市道、南側が駐車場、西側が畑となっており、被害防除については周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。排水については、合併浄化槽を設置し、水路に接続する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請番号224572、申請地はさいたま栗橋線、八甫交差点から北東に約300メートルの住宅内に位置しております。周囲は、南側が市道、そのほかは宅地となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。排水については、合併浄化槽を設置し、水路に接続する計画となっているため、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上13案件につきまして、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたします。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま3人の委員からの調査報告について質問をお受けします。

では、川鍋委員さん。

○5番（川鍋 優君） では、5番の川鍋ですけれども、ちょっと資料の4番なのですけれども、申請書番号が221555、私は、自分で現地調査を行ったものでも、ちょっと1点だけ伺いたいのですけれども、この地図の右側です。右側の上に法外道路というふうに書いてあるのですけれども、実際は建築基準法外道路というふうなことでありますけれども、新しく聞く言葉なので、その言葉の説明をちょっと伺えたらありがたいと思うのです。よろしくお願ひします。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主任（黒須一宏君） 事務局、黒須でございます。この案件の法外道路というのは建築基準法の法定外道路を示すもので、通常、建築物を建てる際に計画敷地に接する道は、幅員が4メートル確保されていないと建たないのですけれども、ここで書いてある法外道路というのは幅員が1.2メートルしかないということで建築基準法に規定する道の基準に適合しない道ということで表記をされているところでございます。

以上です。

○5番（川鍋 優君） でも、そうしますと、4メートル以内の道路ということは、全てが法外道路ということになるわけですか。

○主任（黒須一宏君） 詳しいことは、私も担当課ではないので分からないのですけれども、そういう認識ではおりません。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

○5番（川鍋 優君） はい。ありがとうございました。

○会長（長谷川 勲君） それでは、そのほかにも質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第43号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第43号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第43号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議案書19ページになります。こちらにつきましては、農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてでございます。1件の計画変更が提出されております。

申請書番号222516、土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の田2筆、合計1,075平米でございます。土地の対象地につきましては、令和4年11月30日に、事業目的を県が発注する河川の氾濫を防ぐための排水路を整備する工事に係る仮設道路のための一時転用とした農地法第5条の許可を久喜市農業委員会から受けております。許可当時、一時転用期間として令和4年11月の30日から4か月間の期間の予定でしたが、その後状況が変わり、期間を1か月延長し、令和5年4月30日までとして計画変更の申請が提出されたものでございます。

内容を確認したところ、当初の目的達成が困難となったことについて、事業計画者の故意や重大な過失によるものではなく、また申請地は農地に接しておらず、周辺農地に及ぼす影響もないと認められることから、農地法第51条第1項の規定による許可取消等を講ずる必要はないと判断しているものでございます。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更の説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） それでは、ただいまの説明に関連して質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか、これも。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第43号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第44号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第44号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

なお、久喜84番については、議事参与の制限がございますので、これを除いて説明させます。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第44号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の21ページから31ページまでになります。今月は60件の申出を受けておりました、うち新規案件が34件でございます。

それでは、久喜の84番を除いて新規案件についてご説明させていただきます。初めに、議案書の21ページ、申請書番号、久喜78番、利用権を設定する農地は、太田袋地内の田1筆、1,660平米でございます。借手は宮代町在住の方、貸手は白岡市在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定、水稲作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、議案書の21ページから24ページまで、申請書番号、久喜の80番から82番まで、85番から98番までは借手が同じ方のため、一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地が、江面ほか地内の田45筆、畑3筆、合計34,794平米でございまして、借手は江面在住の方、貸手は下早見ほか在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権ほかの設定で、水稻作付及び普通畑5年間ほかを予定しているものでございます。

続きまして、21ページ、申請書番号、久喜の83番、利用権を設定する農地は江面地内の田13筆、畑11筆、合計10,530.10平米でございまして、借手は江面に事務所を置く法人、貸手は江面在住の方となっております。設定する利用権はともに使用貸借権設定で、水稻作付及び普通畑5年間を予定しているものでございます。

続きまして、25ページ、26ページ、29ページ、申請書番号、久喜の99番から108番まで、また菖蒲の135番は借手が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、下早見ほか市内の畑31筆、田1筆、合計22,696平米でございます。借手は、行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は下早見ほか在住の方となっております、農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定、普通畑3年3か月間ほかを予定しているものでございます。

続きまして、28ページ、29ページ、申請書番号、久喜の119番、菖蒲の139番は、借手が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地が北中曽根ほか地内の田13筆、合計8,366平米でございまして、借手は北中曽根在住の方、貸手は北中曽根ほか在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定、水稻作付5年間ほかを予定しているものでございます。

続きまして、29ページ、申請書番号が菖蒲の133番、利用権を設定する農地は上栢間地内の田3筆、合計3,035平米でございます。借手は、桶川市在住の方、貸手は菖蒲町下栢間在住の方となっております。設定する利用権は、賃貸借権の設定、水稻作付5年間、賃借料が反当たり9,000円を予定しているものでございます。

続きまして、30ページ、申請書番号、栗橋の31番、利用権を設定する農地が高柳地内の田3筆、合計1,304平米でございまして、借手、貸手とも高柳在住の方となっております。設定する利用権は、賃貸借権の設定、水稻作付5年間、賃借料は反当たり、玄米30キログラムを予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積は、久喜の84番を除いて、新規、再設定合わせて217筆、174,422.10平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思っております。

なお、久喜99番から108番まで、菖蒲135番につきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略します。

初めに、久喜78番の借手につきましては、市外在住者のため事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、久喜の78番、借手の方については、宮代町在住の方のため宮代町農業委員会へ経営状況等確認したところ、現在水稻及び野菜を合計で1,149アール耕作しており、良好に耕作管理され、積極的に営農活動されていると報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、久喜80番から83番まで、85番から98番までの借手につきましては、久喜4地区の齋藤推進委員さんよりお願いします。

○久喜4（齋藤イツ子君） 齋藤です。今回、利用権を設定する農地の借手の方は、久喜市江面にお住まいの方です。

現在は水稲を237アール耕作して、全て良好に管理されております。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動をされております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、久喜119番、菖蒲139番の借手につきましては、事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 久喜2地区の推進委員の小林さんは、本日欠席ということで、私のほうからヒアリングした内容のほうを発表させていただきたいと思います。

申請者については、加須市と合わせて水稲を22町耕作されています。また、農業の青年部に属しており、まだ30代と年齢も若く、地域との関係性もよい方でございます。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲133番の借手につきましては、岡田委員さんをお願いします。

○4番（岡田 武君） 4番の岡田です。今回、借手の方については、桶川市にお住まいの方で新規就農をされた方でございます。今回初めて利用権を設定するということでしたので、会長、私、事務局で借手の方と面談を行いました。借手が借りる場所については、菖蒲町上栢間地区にありまして、約3,000平米の農地を借り、水稲を栽培するということです。借手は、現在足場組立ての会社を運営していきまして、親族が菖蒲地区で約10ヘクタールで水稲を作付しており、農業に興味を持ち、約10年前より忙しいときには手伝いをしていました。今後は、地域の中心となる担い手として営農活動をされてくるのではないかと思います。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、栗橋31番の借手につきましては、栗橋5地区の山野井推進委員さんにてお願いします。

○栗橋5（山野井一夫君） 栗橋5地区の山野井です。今回利用権を設定する農地の借手の方は、栗橋、高柳地区にお住まいの方で、今回、私が3月21日に借手の方を訪問し、本人にお会いして自宅の農作業場や申請の出ている農地を確認してきました。本人の年齢も59歳と若く、現在は水稲を91アール耕作しており、良好に管理されておりました。今回申請の出ている農地も全て水稲耕作の予定でございます。また、コンバインやトラクターなど農作業に使われる機械はご自身で保有し、管理しております。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動されております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で久喜84番を除く、新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜84番を除き、議案第44号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

次に、久喜84番に移ります。

農業委員会等に関する法律の規定による議事参与の制限により、川鍋委員さんにおかれましては暫時ご退席願います。

〔5番 川鍋 優君退席〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案について事務局に説明いただきます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、久喜の84番、利用権を設定する農地が下早見地内の田1筆、1,096平米でございます。借手、貸手ともに下早見在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定、水稻作付5年間で予定しているものでございます。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜84番について、原案に賛成の方、挙手願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

川鍋委員の入室を認めます。

〔5番 川鍋 優君着席〕

#### ◎議案第45号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第45号 久喜市農用地利用配分計画の原案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第45号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、議案書の33ページ、34ページになります。

初めに、久喜5番、設定を受ける農地が下早見ほか地内の畑31筆、合計21,020平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林に事務所を置く法人で、現在水稻及び野菜を合計で2,322アール耕作しております。設定する権利が使用貸借権の設定で、普通畑3年3か月間となっております。

続きまして、菖蒲の39番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田1筆、1,676平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林在住の方で、現在水稻及び野菜を合計707アール耕作しております。設定する権利が貸借権の設定で、水稻作付10年間、賃借料が反当たり7,800円となっております。

久喜市農用地利用配分計画の原案については以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第45号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎議案第46号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第46号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定について上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第46号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定について、本日お配りさせていただきました右肩に議案第46号資料と書かれたものを御覧いただければと思います。先日、目標の案ということで郵送にて農業委員さん、推進委員さんの皆様のご自宅に郵送のほうでお配りさせていただいております。農業委員と農地利用最適化推進委員さんのほうから、それに対してご意見をいただきたいということで送らせていただきました。大変短い時間になってしまったのですが、ご協力ありがとうございました。今回送らせていただいたものに対して、委員の皆様からご指摘等ございませんでしたので、その目標の案をそのまま今回議案として配付させていただいております。

この目標の設定でございますが、農業委員会は、農業委員会等に関する法律の規定によって、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされております。その中で、先月の2月の総会で今後10年間の農地利用の最適化の推進に係る指針を議決させていただいております。今回の議案は、その10年間の指針に基づいて単年度ごとの目標を定めるものとなっております。1ページ目の農業委員会の状況については、農業委員、農地利用最適化推進委員の人数や農家・農地等の概要となっております。

2枚目については、農地の集積の目標、遊休農地の解消の目標を定めております。

3枚目については、新規経営体の参入目標を定め、また、最適化活動の目標として来年度から引き続き1か月当たり10日以上活動をを目指すことを目標としております。

令和5年度最適化活動の目標の設定の決定については、以上でございます。

続いて、質問の前に先に言うのですが、実数については、今、農業委員の数が19人、19人ということで定数が19人、実質19人ですが、令和5年度中、これは1年度の目標になっていきますので、一応今のところ令和5年7月頃に新しい農業委員さんが決まるのではないかとということで、1年度の目標ということで19人ということになっております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第46号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第47号

○会長（長谷川 勲君） それでは、追加議案に入ります。

本日は追加議案が2件ございます。お配りをしてある追加議案書を御覧になってください。

議案第47号 職員の解任についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 本日お配りさせていただきました追加議案書3ページ御覧いただければと思います。

議案の内容につきましては、4月1日の人事異動により人事案件でございます。解任をお願いしたい7名を記載させていただきました。4月1日の人事異動により転出する職員でございます。職員の任命に係る取扱いについては、農業委員会等に関する法律に基づきまして、職員は農業委員会が任免するという規定でございますので、総会に追加議案として上程させていただいたものでございます。

続きまして、市役所本庁舎及び菖蒲総合支所を除く各支所についてでございますが、詳細については、議案書をご確認いただければと思いますが、こちらについては併任辞令を受けており、本庁舎の環境経済分室、菖蒲総合支所を除く本庁舎の環境経済・教育分室、各総合支所の総務管理課職員の異動によるものでございます。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） 説明が終わりました。

人事異動に伴う職員の解任ということでございます。

なお、総合支所の職員につきましては、併任辞令を解くこととなります。

それでは、議案第47号 職員の解任について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第48号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第48号 職員の任命についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） こちら追加議案の5ページ、一番後ろですね、御覧いただければと思います。新たに任命をお願いしたい7名を記載させていただいております。4月1日以降、農業委員会事務局の職員として新たに任命を受ける職員でございます。

その他の職員につきましては、先ほどの解任の議案と同様に、菖蒲総合支所を除く本庁舎の環境経済・教育分室、各総合支所の総務管理課に新たに配属となった職員でございます。

説明のほうは以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） 説明が終わりました。人事異動に伴い、新たに4月1日から農業委員会事務局職員としてお願いする方々でございます。

なお、総合支所の職員につきましては、併任辞令という形を予定しているものでございます。

それでは、議案第48号 職員の任命について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書の37ページ、農地法第4条の届出でございます。今月は、3件の農地法第4条の届出を受理しております。市街化区域内の届出となっております。

続きまして、39ページから41ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月は、7件の農地法第5条の届出を受理しており、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の43ページ、農地法第5条の許可の取消しの申出についてでございます。今月は、取消しの申出が1件提出されております。こちらについては、平成22年3月に自己用住宅建築のための農地法第5条許可がなされた案件ですが、計画変更のため、今回取消しの申出が提出されたものでございます。

続きまして、45ページから47ページまで、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は、6件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の49ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は、4件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、51ページ、時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。こちらは、時効取得による所有権移転登記に関する通知が法務局から2件届けられております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま報告の説明がありました。

何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

#### ◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月は農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関しての意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、総会資料と一緒に配付をさせていただいておりますA4のコピーのもので、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれているものを御覧ください。こちらについては、認定農業者に市のほうから改善計画が提出されて、こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会に意見を求められているものでございます。今月は、3件の申請が提出されております。

まず、1点目が1ページから6ページまで、下にページ番号が振ってある1ページから6ページまでで江面在住の方が代表を務める法人となります。この方、11月の総会でご本人、代表の方が認定農業者の協議があった方でございます。その方が今度法人を立ち上げ、こちらのほうで認定を取るということで協議依頼があったものでございます。現在の作付面積が約110アール、目標とする営農類型が水稻、麦、雑穀、芋類などの複合経営でございまして、作付面積を借入れなどをはじめ3,000アールまで拡大する計画でございます。今後、農地の借入れを進め、また大型機械を導入するなどし、生産の合理化を図ることを目標にしております。

続きまして、2点目が7ページから12ページまで、菖蒲町小林在住の方でございます。現在の作付面積が約240アール、目標とする営農類型が水稻の単一経営でございまして、作付面積900アールまで拡大する計画であります。年齢が

51歳であります。今後、農地の借入れを進め、また新しい機械を導入するなどし、生産の合理化を図ることを目標としております。

続きまして、3件目が13ページから18ページまで、北中曽根在住の方ですが、現在の作付面積が約1,891アール、目標とする営農類型が水稻の単一経営でございまして、作付面積を2,636アールまで拡大する計画であります。家族経営協定を結んでおりまして、年齢が67歳と38歳でございます。今後、農地の借入れを進め、また農業用倉庫の新設、大容量の乾燥機を導入するなどし、生産の合理化を図ることを目標としております。いずれの方も、現在中心となる担い手として活動されており、意欲もあり、認定について支障のないものと考えております。

説明は以上でございます。

ただいま説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。

2番、岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 1つ教えてもらいたいのですが、各申請書の最後に久喜市農業改善計画診断シートというのがありますが、これまで何回か農業委員会で審議してきましたが、過去についていないのがありました。これは、どういう場合でついて、どういう場合につけないのか。このシートをつける条件というのは何なのか教えてください。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） こちらについては、皆様に配付するものについて何か月か前は実はつけていなかったのです。杉田さんから以前質問があって、そのときにどういう計算式でこうなっているのかというのが分かりづらかったと思うので、今後つけるようにしたというのが実態でございます。だから、今回、ずっとこれからはつけるようにするということでございます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

○2番（岸田一男君） はい。ありがとうございました。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに何か質問がございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された3件の農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれることから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様からこれに関して何かございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時45分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和5年3月24日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 岡 田 武

署 名 委 員 川 鍋 優